

2019 年度事業計画

I 事業計画の基本的な考え方

- (1) 地方分権の推進、市民自治の確立に向けて、行政・自治体職員と市民運動、NPOとの接点にたって事業を進めます。
- (2) 学者、研究者とのネットワークの拡大につとめます。

II 事業計画

1. 地方自治に関する資料の収集及び公開事業（定款第4条第1号事業）

（総額 41 万 2 千円）

- (1) 東京都及び市区町村の行政資料を収集し、公開する。
- (2) 地方自治に関する文献・定期刊行物を収集し、公開する。
 - ・ 定期刊行物・雑誌
 - ・ 地方自治研究センター機関誌
- (3) 地方自治に関する図書を収集し、公開する。
- (4) 会員・都民に入手資料を紹介し、閲覧に供する。
 - ・ 図書、資料を分類整理し、公開する。
 - ・ 機関誌『とうきょうの自治』及びホームページで入手資料を公開する。

2. 地方自治に関する調査・研究事業（定款第4条第2号事業）

（総額 112 万 2 千円）

(1) 子ども・子育て支援事業研究会（継続事業）

● 調査研究目的

2015 年度に新たな子ども・子育て支援制度が施行されるとともに、都市部を中心に増大する待機児解消をめざして国・東京都でも緊急対策が取られている。また、妊娠期からの切れ目のない子育て支援、子ども・若者を一貫して支えるシステムの構築などが課題となっている。

このような状況を踏まえ、新たな支援制度移行や緊急対策実施に伴う財政分析、事業を担う基礎自治体における保育の質確保や相談事業の取り組み、さらには若者支援事業について調査・研究を行うこととする。

(2) 都内基礎自治体ベンチマーク研究会 (継続事業)

● 調査研究目的

これまで(一財)地域生活研究所が実施してきた研究成果を継承し、同研究所との共同プロジェクトとして、市区町村行政にかかわるデータブック作成を進める。

(3) 分権時代の人事制度調査会 (継続事業)

● 調査目的

地方分権・市民自治を推し進めるために、自治体職員の企画力・政策形成能力・プレゼンテーション能力などが従来にも増して問われている中で、東京都及び市区町村の人事評価システムや人事制度の調査・分析を行い、分権時代にふさわしい人事制度を展望することとする。

(4) 指定管理者制度研究会 (新規事業)

● 調査目的

指定管理者制度は、2003年の地方自治法の改正でスタートして以降、ほぼ全ての自治体で公の施設の管理・運営に用いられていると考えられる。制度発足当時に発出された総務省自治行政局長通知で「経費の縮減」などが打ち出されたこともあってか、指定管理者制度の活用によって公の施設の持つ本来の役割を損なっているケースも見受けられる。

そこで、指定管理者制度運用の現状を把握し、今後の指定管理者制度について調査・研究を行うこととする

3. 地方自治に関する研修会・講演会の開催事業 (定款第4条第3号事業)

(総額 230 万 5 千円)

(1) 月例フォーラム

月例フォーラムは、財政学校開催の2月及び夏季8月を除き毎月開催する。原則的にひとつのテーマについて、3回程度系統的に開催する。

第1期(3月～5月) No.271～273

「外国人労働者政策の現状と課題」

3月26日（火）「外国人労働者政策の現状と課題」

丹野 清人さん（首都大学東京都市人文社会学部教授）

4月23日（火）「外国人労働者受け入れ制度を検証する」

指宿 昭一さん（外国人技能実習生問題弁護士連絡会共同代表・弁護士）

5月21日（火）「外国人技能実習制度の実態とその解決に向けて」

小山 正樹さん（ものづくり産業労働組合 JAM 参与・在日ビルマ市民労働組合顧問）

第2期（6月～9月）No.274～276

「東京の子どもの人権」

6月 東京都子供への虐待の防止等に関する条例(案)を提案している東京都から

7月 2020年4月に児童相談所開設を予定している特別区から

9月 学識経験者

第3期（10月～12月）No.277～279

No. 280

1月 「2020年度東京都予算案」

（2）第36回財政学校

2020年2月11日（予定）に、講座形式で開催する。2020年度の国の予算と地方財政対策、東京都、市区町村の予算分析を中心にカリキュラムを編成する。

（3）財政分析講座等の取り組み

前項の集中方式の財政学校にとどまらず、団体会員や市民団体の「財政分析講座」開催にあたって、積極的に協力する。具体的には市町村と特別区に分けて、それぞれ第一線で働く自治体職員の方々と意見交換・協働しながら分析を進める。

（4）他団体との共催講座

定例的な月例フォーラムに加えて、都本部政治政策局や連合東京とも協力して、

時宜に応じたテーマでセミナー、シンポジウムを開催する。

(5) 先進自治体視察研修＝まちづくりウォッチング

全国の自治体における先進的な取り組みに学ぶため、都内自治体を含めた関東圏内を対象に視察研修を実施する。

4. 地方自治に関する機関誌及び図書の刊行事業（定款第4条第4号事業）

（総額 514 万円）

(1) 『とうきょうの自治』の発行

年4回（6月、9月、12月、3月）発行の季刊とするが、取材記事・インタビュー記事・投稿等も掲載し、読みやすい内容となるよう心がける。

- ・配布対象 会員・自治体・公共図書館・各県自治研究センターほか
- ・発行部数 4,100部

(2) 紀要「るびゅ・さあんとり」(La Revue du Centre) の発行

東京自治研究センター紀要「るびゅ・さあんとり」を年一回発行する。引き続き時宜に適ったテーマで学術性の高い論文を掲載していく。

(3) 印刷物の刊行・普及

研究事業の成果を公表する媒体として、適宜印刷物を刊行し、普及と活用を図る。

(4) ホームページの充実

ホームページが、当センターと各会員をはじめとした都民全体をつなぐパイプとして十分機能するよう、引き続き内容の充実を図る。

5. 地域自治研究センター及び関東甲各県センターとの交流・共同事業について

東京都内には、葛飾・八王子・町田・調布・東久留米・西東京に6つの地域自治研究センターが存在する。これらの地域の自治研究センターはじめ、市民の政策研究活動との交流及び情報交換を行う。

また広域的な行政課題への対応を見据え、関東甲地域に存在する各県センターとの組織的な交流を強め、共同研究を企画する。

さらに、全国の地方自治研究センターとの意見交換・交流を目的意識的に進めるとともに、地方自治総合研究所との共同プロジェクト等に参画する。